

回
員
各
位

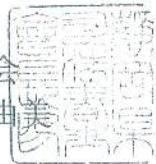


平成17年3月3日

会員各位

静岡県司法書士会

会長 望月真由美



本年4月1日に予定されている各市町村合併等に伴う登記事務について（お願い）

春暖の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、法務局より標記の件につきまして、下記のとおり通知がございましたので、会員各位にお知らせいたします。

詳細は、別紙をご確認ください。

また、別紙は「司ネット静岡」→「日司連・法務局等配信資料室」にも掲載しております。

<https://asp04.hotbiz.jp/~hbu0759/>

ユーザー名 guest（半角） パスワード 0542893702（半角）

記

●磐田市・福田町・竜洋町・豊田町・豊岡村 合併 → 磐田市

○豊岡村内に本店・支店を有する会社・法人等の登記事務を取り扱う管轄登記所が天童出張所→磐田出張所に変更となります。

●掛川市・大須賀町・大東町 合併 → 掛川市

○大東町内に本店・支店を有する会社・法人等の登記事務を取り扱う管轄登記所が小笠出張所→掛川支局に変更となります。

○大須賀町内に本店・支店を有する会社・法人等の登記事務を取り扱う管轄登記所が袋井出張所→掛川支局に変更となります。

●袋井市・浅羽町 合併 → 袋井市

○合併前と同様に袋井支局で取り扱うこととなります。

●沼津市・戸田村 合併 → 沼津市

○合併前と同様に沼津支局で取り扱うことになります。

●西伊豆町・賀茂村 合併 → 西伊豆町

○合併前と同様に下田支局で取り扱うことになります。

●伊豆長岡町・堇山町・大仁町 合併 → 伊豆の国市

○堇山町内に本店・支店を有する会社・法人等の登記事務を取り扱う管轄登記所が三島出張所→大仁出張所に変更となります。

●静岡市の政令指定都市移行に伴う登記事務について

○静岡地方法務局（不動産登記部門）=不動産登記管轄 静岡内 葵区 駿河区

○清水出張所=静岡市内 清水区 庵原郡

※静岡市の商業・法人登記はこれまでどおり、静岡地方法務局（法人登記部門）で取り扱います。

総 第 2 7 5 号

平成 17 年 2 月 15 日

関 係 団 体 御 中

静岡地方法務局総務課長

磐田市、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村の合併に伴う登記事務について（お願い）

平素、当局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日に予定されている磐田市、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村の合併に伴い、豊岡村内に本店・支店を有する会社・法人等の登記事務を取扱う管轄登記所が当局天竜出張所から当局磐田出張所に変更となります。

つきましては、別紙ポスター及び窓口用チラシを送付しますので、貴管下各機関への周知方につきまして、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。



法務局からのお知らせ

本年4月1日の「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」及び「豊岡村」の合併に伴い、登記事務を取扱う管轄法務局（登記所）が次のとおり変更になりますのでお知らせします。

1 本年4月1日から、「豊岡村」の会社・法人の登記事務を取扱う管轄法務局が、静岡地方法務局磐田出張所に変更になります。

なお、会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所は、法務局において職権で「磐田市」に修正しますので、変更の登記をする必要はありません。

2 市町村合併前に、類似商号を確認して、合併後に新しい磐田市内に会社設立登記をするとき、又は、会社の商号・目的変更登記をするときには、「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」及び「豊岡村」の会社等についての、「同一又は類似の商号」は静岡地方法務局磐田出張所、又は、天竜出張所に備え付けの商号見出簿を調査して、登記申請することになります。

なお、合併後に「同一又は類似の商号」を確認するときは静岡地方法務局磐田出張所においてすることになります。

3 土地・建物等の不動産の登記事務を取扱う管轄の法務局は、従来どおり、静岡地方法務局磐田出張所及び天竜出張所で取り扱います。

4 土地・建物登記簿の所在及び登記簿に登記された所有者、又は抵当権者等の住所は「磐田市」に変更されたものとみなされます。

※詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門 [TEL (054)-254-3555(代表)]

静岡地方法務局磐田出張所 [TEL (0538)-32-2618(代表)]

静岡地方法務局天竜出張所 [TEL (0539)-25-2068(代表)]

なお、「磐田市」に変更を希望される方は、「登記名義人表示変更登記申請書」に磐田市で発行する証明書を添付して登記申請をしていただくことになります。

Q. 前記「登記名義人表示変更登記申請書」の登録免許税額を教えて下さい。

A. 登録免許税額は非課税（無料）です。「登記名義人表示変更登記申請書」は、不動産を管轄する法務局（登記所）に提出して下さい。

なお、「登記名義人表示変更登記申請書」の用紙は、静岡地方法務局磐田出張所及び天竜出張所に備え付けてあります。

Q. 不動産（土地・建物）の所有者が保有する登記済証（「権利書」と言われています。）の住所変更等の手続きは必要ですか。

A. 登記済証の内容については、変更することはできません。

そのまままで有効ですので、大切に保管して下さい。

3 会社・法人の登記関係

Q. 印鑑証明書や登記簿謄本等の交付を請求する方法は変更になりますか。

A. 変更になります。合併後の「豊岡村」の会社・法人の印鑑証明書や登記簿謄本等は静岡地方法務局磐田出張所に請求していただくことになります。

Q. 合併に伴う会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所の変更登記の手続きはどのようになるのですか。

A. 法務局において職権で「磐田市」に修正をしますので、変更登記の手続をする必要はありません。

Q. 合併に伴う類似商号（磐田市内に同一目的の類似する商号の会社は認められない。）の取扱いはどうなるのですか。

A. 合併以降に会社設立、商号変更及び目的変更をする場合は、類似商号禁止の規定の適用がありますので御注意をお願いします。

※ 詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門

[TEL (054) - 254-3555 (代表)]

静岡地方法務局磐田出張所

[TEL (0538) - 32-2618 (代表)]

静岡地方法務局天竜出張所

[TEL (0539) - 25-2068 (代表)]

法務局からのお知らせ

磐田市、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村の合併に伴う登記事務について

「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」及び「豊岡村」が合併する平成17年4月1日からの登記事務の取扱いについて、お知らせします。

1 登記管轄

Q. 不動産（土地・建物）の登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更はありません。今までどおり、「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」の土地・建物の登記は静岡地方法務局磐田出張所で、「豊岡村」の土地・建物の登記は静岡地方法務局天竜出張所で取扱うことになります。

Q. 会社・法人の登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更があります。合併に伴い「豊岡村」の会社・法人の登記は、静岡地方法務局磐田出張所で取扱うことになります。

2 不動産（土地・建物）登記関係

Q. 公図の閲覧や登記簿謄本等の交付請求の方法に変更がありますか。

A. 変更はありません。不動産（土地・建物）の登記簿謄本等は、今までどおり、「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」は静岡地方法務局磐田出張所に、「豊岡村」については天竜出張所に請求することになります。

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿の所在を変更する必要がありますか。

A. 変更する必要はありません。土地・建物の登記簿の所在は、不動産登記法により「磐田市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所変更の手続きはどのようにすればよいですか。

A. 不動産登記法により「磐田市」に変更されたものとみなされますので、変更の登記をする必要はありません。

法務局からのお知らせ

掛川市、大東町及び大須賀町の合併に伴う登記事務について

「掛川市」、「大東町」及び「大須賀町」が合併する平成17年4月1日からの登記事務の取扱いについて、お知らせします。

1 登記管轄

Q. 不動産（土地・建物）登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更はありません。今までどおり、「大東町」の土地・建物登記は静岡地方法務局小笠出張所で、「大須賀町」の土地・建物登記は静岡地方法務局袋井支局で取扱うことになります。

Q. 会社・法人の登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更があります。合併に伴い「大東町」及び「大須賀町」の会社・法人登記は、いずれも静岡地方法務局掛川支局で取扱うことになります。

2 不動産（土地・建物）登記関係

Q. 公図の閲覧や登記簿謄本等の交付請求の方法に変更がありますか。

A. 変更はありません。不動産（土地・建物）の登記簿謄本等は、今までどおり、「大東町」は静岡地方法務局小笠出張所に、「大須賀町」は同袋井支局に請求をすることになります。

Q. 不動産（土地・建物）登記簿の所在を変更する必要がありますか。

A. 変更する必要はありません。「大東町」と「大須賀町」の土地・建物登記簿の所在は、不動産登記法により「掛川市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 不動産（土地・建物）登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所変更手続きはどのようにすればよいのですか。

A. 不動産登記法により「掛川市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

なお、「掛川市」に変更を希望される方は、「登記名義人表示変更登記申請書」に掛川市で発行する証明書を添付して登記申請をしていただくことになります。

さき喰のと依頼書

総 第 258 号

平成17年2月14日

掛川市役所登記課登記係長様
（〒430-0025 静岡県掛川市袋井町1丁目1番地）

関 係 団 体 御中

静岡地方法務局総務課長

掛川市、大東町及び大須賀町の合併に伴う登記事務について（お願い）
平素、当局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し
上げます。

さて、本年4月1日に予定されている掛川市、大東町及び大須賀町の合併に
伴い、大東町内に本店・支店を有する会社・法人等の登記事務を取り扱う管轄
登記所が当局小笠出張所から当局掛川支局に変更となります。

また、大須賀町内に本店・支店を有する会社・法人等の登記事務を取り扱う
管轄登記所が当局袋井支局から当局掛川支局に変更となります。

つきましては、窓口用チラシを送付しますので、貴管下各機関への周知につ
きましても、特段の高配を賜りますよう、お願い申し上げます。



總 第 3 1 7 号
平成 17 年 2 月 18 日

関 係 団 体 御中 袋井市及び浅羽町の合併に伴う登記事務について（お願い）
静岡地方法務局総務課長

袋井市及び浅羽町の合併に伴う登記事務について（お願い）
平素、当局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日の袋井市及び浅羽町の合併に伴う登記事務は、合併前と同様に当局袋井支局で取り扱うことになります。

つきましては、別紙ポスター及び窓口用チラシを送付しますので、貴管下各機関への周知方につきまして、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。



Q. 前記「登記名義人表示変更登記申請書」の登録免許税額を教えて下さい。

A. 登録免許税額は非課税（無料）です。「登記名義人表示変更登記申請書」は、不動産を管轄する法務局（登記所）に提出して下さい。

なお、「登記名義人表示変更登記申請書」の用紙は、静岡地方法務局掛川支局、同袋井支局及び同小笠出張所に備え付けてあります。

Q. 不動産（土地・建物）の所有者が保有する登記済証（「権利書」と言われています。）の住所変更等の手続きは必要ですか。

A. 登記済証の内容については、変更することはできません。
そのままで有効ですので、大切に保管してください。

3 会社・法人の登記関係

Q. 印鑑証明書や登記簿謄本等の交付を請求する方法は変更になりますか。

A. 変更になります。会社・法人の印鑑証明書や登記簿謄本等は、静岡地方法務局掛川支局に請求していただくことになります。

Q. 合併に伴う会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所の変更登記手続きはどのようになるのですか。

A. 商業登記法により「掛川市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 合併に伴う類似商号（掛川市内に同一目的の類似する商号の会社は認められない。）の取扱いはどうなるのですか。

A. 合併後の設立、商号変更及び目的変更をする場合は、類似商号禁止の規定の適用がありますので御注意をお願いします。

※ 詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門

[TEL (054) - 254-3555 (代表)]

静岡地方法務局掛川支局

[TEL (0537) - 22-5538 (代表)]

静岡地方法務局袋井支局

[TEL (0538) - 42-3545 (代表)]

静岡地方法務局小笠出張所

[TEL (0537) - 73-2058 (代表)]

法務局からのお知らせ

袋井市、浅羽町合併に伴う登記事務について

「袋井市」、「浅羽町」が合併する平成17年4月1日からの登記事務の取扱いについて、お知らせします。

1 登記管轄

Q. 不動産（土地・建物）の登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更はありません。土地・建物の登記は、静岡地方法務局袋井支局で取り扱います。

Q. 会社・法人の登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更はありません。会社・法人の登記は、静岡地方法務局袋井支局で取り扱います。

3 不動産（土地・建物）登記関係

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿の所在を変更する必要がありますか。

A. 変更する必要はありません。土地・建物の登記簿の所在は、不動産登記法により「袋井市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所変更の手続きはどのようにすればよいですか。

A. 不動産登記法により「袋井市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

なお、「袋井市」に変更を希望される方は、「登記名義人表示変更登記申請書」に袋井市で発行する証明書を添付して登記申請をしていただくことになります。

法務局からのお知らせ

平成17年4月1日、「袋井市」、「浅羽町」の合併に伴い、登記事務の取扱いが次のとおりになりますのでお知らせします。

1 土地・建物等の不動産の登記及び商業・法人の登記事務を取扱う管轄の法務局は変更ありません。従来どおり、静岡地方法務局袋井支局で取り扱います。

なお、土地・建物登記簿の所在及び登記簿に登記された所有者、抵当権者等の住所、又は、会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所は、「袋井市」に変更されたものとみなされます。

2 合併後に「袋井市」に会社を設立する場合、又は、会社の商号・目的を変更する場合は、静岡地方法務局袋井支局に備え付けの商号見出簿を調査して「同一又は類似の商号」に該当しないことを確認して、登記申請をすることになります。

※詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門 [TEL (054) - 254-3555 (代表)]
静岡地方法務局袋井支局 [TEL (0538) - 42-3545 (代表)]

總 第 3 1 3 号
平成 17 年 2 月 18 日

関 係 団 体 御 中

静岡地方法務局総務課長

沼津市及び戸田村の合併に伴う登記事務について（お願い）

平素、当局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日の沼津市及び戸田村の合併に伴う登記事務は、合併前と同様に当局沼津支局で取り扱うことになります。

つきましては、別紙ポスター及び窓口用チラシを送付しますので、貴管下各機関への周知方につきまして、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。



Q. 前記「登記名義人表示変更登記申請書」の登録免許税額を教えて下さい。

A. 登録免許税額は非課税（無料）です。「登記名義人表示変更登記申請書」は、不動産を管轄する法務局（登記所）に提出して下さい。

なお、「登記名義人表示変更登記申請書」の用紙は、静岡地方法務局袋井支局に備え付けてあります。

Q. 不動産（土地・建物）の所有者が保有する登記済証（「権利書」と言われています。）の住所変更等の手続きは必要ですか。

A. 登記済証の内容については、変更することはできません。
そのままで有効ですので、大切に保管して下さい。

4 会社・法人の登記関係

Q. 合併に伴う会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所の変更登記の手続きはどのようになるのですか。

A. 商業登記法により「袋井市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 合併に伴う類似商号（袋井市内に同一目的の類似する商号の会社は認められない。）の取扱いはどうなるのですか。

A. 合併以降に会社設立、商号変更及び目的変更をする場合は、類似商号禁止の規定の適用がありますので御注意をお願いします。

※ 詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門

[TEL (054) - 254-3555 (代表)]

静岡地方法務局袋井支局

[TEL (0538) - 42-3545 (代表)]